



## 1. 基本の姿勢

- ①障害のある子どもを一人の人間として尊重し、人権を守りながら、そのゆたかな育ちを援助します。
- ②医療的ケアを必要とする子や難病の子を含め、障害の種類や程度などを問わず、いつでもだれでも通える場にしていきます。
- ③家族と職員が力を合わせ、支え合って子どもと共に生きていくように努めます。
- ④支えて下さる人々の力も借りながら、魅力ある教室にしていきます。

## 活動の概要

	児童発達支援事業（Ⅰ部）	放課後等デイサービス（Ⅱ部）	相談
対象	乳幼児	小学生以上	限定せず
定員	20名	Ⅰ部と合わせて1日に20人まで	随時（要予約）
活動日	・月曜日～土曜日	・火・木曜日は休み ・土曜日はⅠ部と共に活動	Ⅰ部利用の子の保護者は月に1, 2回
送迎	・家の近くまで送迎する	・Ⅰ部の送りのコース上で迎える他、都合がつく場合迎えに行く ・帰りは家まで送る	
職員	9名（うちパート3名）	2名（兼務）	1名専従 3名（兼務）

- ①毎週月曜日から土曜日までを保育日とします（土曜日は休室する日もあります）。
- ②行事によっては、日曜日に活動を行うものもあります。
- ③一人ひとりの子どもの通室の日数や曜日については、保護者の希望を聞きながら考えていきます。



## 2. ゆたかな保育をめざして

- ①子どもをゆったりと受け止める心と子どもの心身の状態を細やかに捉える目を養い、信頼関係を深めるように努めます。そして、一人ひとりの子どもにとって、教室が、安心感と安全感を感じられる場になるようにしていきます。
- ②子どもの個性を尊重し、その子なりの動き方や感じ方を大切にして、その育ちを援助します。
- ③子ども同士の関わりを大切にし、ゆたかな関係が育っていくように努めます。また、社会生活を送るうえで大切なことを、子どもたちに伝えていきます。
- ④子どもたちが生き生きと楽しく活動できるように、遊具や遊びの内容などを工夫します。

## (1) I部

### <一日の活動の流れ>

#### ①朝のあいさつ (10:30~11:00)

- ・1日の始まりの活動です。みんなで輪になって楽しい時間を過ごします。

##### (名前呼び)

- ・リーダーが一人ひとりの子どもの名前を呼んでいきます。目を合わせる子、声を出す子、手を上げる子など、子どもたちはいろいろなやり方で返事をします。

##### (手遊び)

- ・いろいろな手遊びをして楽しめます。職員の真似をする子もいれば、見たり聞いたりして楽しむ子もいます。

#### ②設定遊び (11:00~11:40 あたりまで)

- ・ひまわり教室では遊びの時間をとても大切にし、その中で一人ひとりの子どもが主体的に遊べるように、さまざまな工夫を重ねていきます。午前中の40~50分間、日によってさまざまな設定遊びで楽しめます。
- ・子どもの心身の状態や興味などを把握し、子どもが楽しんで活動できるように工夫します。
- ・友達のことを意識し合い、やりとりが育つように集団での遊びを大切にしています。
- ・主な遊びは、下記の通りです。

体育、音楽リズム、散歩(山や公園や街)、お絵描き、楽器遊び、水遊び(川やプール)、パズル、小麦粉粘土・紙・積木・ボール・豆・ビー玉などを使った遊び



#### ③午後の時間—自由遊び (食後~13:45)

- ・食後の約1時間、子どもたちは思い思いに過ごします。職員は子どもたちの様子を見守ったり、一緒に遊んだりします。
- ・自分で手足を動かすことが困難な子にはこちらから働きかけ、体をほぐしたり、一緒に絵本を見たりなどして、ゆったりと過ごします。

#### ④帰りのあいさつ (14:00~14:15)

- ・ペーパーサートや紙芝居・絵本・大玉ゆらしなどで、みんなで楽しいひとときを過ごします。



## <生活習慣獲得の援助について>

- ・一人ひとりの子どもの心身の状態や可能性などを的確に把握し、それに基づいた介助や指導を行います。それを通して、子どもが自分でする部分が増えたり、自分でする意欲が増したりすることを願っています。

### ①食事（12：00～13：00 あたり）

- ・子どもの体の状態に応じて、椅子に腰かけて食べたり、座位保持椅子に腰かけて食べたり、横になって食事を摂ったりと、いろいろな姿勢で食事を摂れるように配慮や工夫をしています。
- ・食事の仕方も食べ物の内容も、子どもによってそれぞれ異なります。医療的ケアを必要とする子どもいれば、離乳食を摂っている子どももいます。さらに、かなり大きな固まりのおかずでもしっかり噛むことのできる子どももいます。
- ・子どもの状態をよく把握し、それに応じた介助などをしながら、子どもたちがそれぞれに力をつけていけるように援助します。

### ②排泄・着脱など

- ・排泄の面では、オムツ交換の子・時間を決めてトイレへ行けばオシッコをする子・自分から教える子などさまざまです。一人ひとりの状態をみながら、排泄の自立などに向けて取り組みます。
- ・着脱の面でも、子どもの力でできるところは自分でするように励まし、手伝うところは手伝いながら、自立に向けて援助します。

## <行事>

### ①親子で参加する行事

- ・親子で参加する行事を通して、家族で楽しい時間を過ごしたり他の家族の人たちとの交流を深めたりできるようにします。日曜日の行事を多くし、お父さんにも参加してもらえるようにしています。



5月 春の遠足、6月 日曜教室（日曜日）、7月 一泊合宿（土・日）、  
10月 秋の遠足（日曜日）、3月 お祝い会（日曜日）。  
他、七夕、クリスマス会、節分なども行っています。

### ②誕生会

- ・この世に生まれ出、さまざまな人と一緒に生きていることはそのこと自体で素晴らしく、尊いことです。できるだけ家族の人や他の子のお母さんたちにも来ていただいて、みんなで子どもの誕生を祝います。

## <交流保育>

- ・障害の有無や障害の種類・程度などに関係なく、どの子にとっても大勢の子どもたちの中で過ごす経験は貴重なものです。教室では1人の子どもと職員が近くの幼稚園へかけて交流をします。

## (2) II部の活動の内容

### <活動時間>

#### ①放課後に利用する場合

- ・I部の子どもの送りのコース上でII部の子を迎えるのを原則とします。職員体制が整った場合は、個別に迎えに行くことも考慮します。
- ・本人や家族の都合により、放課後利用の子どもが教室にやってくる時刻は、それぞれ異なります。

帰りは、17時15分頃に教室を出ます。

- ・家族の事情も考慮しながら、できるだけ子ども本位の取り組みを追求するように努めます。家族との話し合いや連携を強めていきます。

## ② I部の保育に参加する場合

- ・学校の代休の日や夏休みなどに、II部の子がI部の保育に参加することがあります。その場合は、I部の日程で動きます。
- ・土曜日の保育に、II部の子も受け入れます。



### <活動の内容>

- ・放課後の利用を通じて、一人ひとりの子どもが充実感を味わい、確かな育ちの過程を歩んでいけるように援助します。
- ・天気の良い日は近くを散歩したり、戸外で水遊びなどをして楽しんだりします。
- ・室内では子どもの様子に応じて、活動の内容を工夫していきます。自由でゆったりとした雰囲気の中で、それぞれの子どもが楽しく過ごせるようにします。室内での主な活動は下記の通りです。

豆やボールなどを使った感覚的遊び、紙粘土・絵・造形などの表現活動、トランポリン・大玉・滑り台や机のサーキットなど、体を使った遊び、音楽を楽しむ、絵本を見る、体ほぐし、おやつ



## 3. 家族への支えや援助

- ①子どもの育ちの援助ばかりでなく、家族への援助も大切にしていきます。
- ②家族のみなさんと心を合わせて、子どものゆたかな育ちを願って共に歩むよう努めます。

### (1) 家族の人たちと

- ・障害のある子と生きるなかで、親がさまざまな悩みをかかえたり迷ったりすることがあります。教室では、主にお母さんとの相談を通じて、障害のある子どもとその家族が地域の中で生きていくのを援助します。

### <個人相談>

- ・家族の話を聴き、子育てについて一緒に考えていきます。また、就学・就園に関するさまざまな情報を伝えるなどして、子どもの進路についても一緒に考えていきます。
- ・II部に通う子どもの家族との相談も、必要に応じて行います。また、現在子どもが通っていない家族についても、要望があれば相談の時間をとります。
- ・外部の人たちの相談にも応じています。

### <学習会>

- ・1か月に1回お母さんと職員が集まり、子育てのことや保育所や学校のことなどについて話し合ったり、先輩のお母さんの話を聴いたりします。参加したい人は誰でも受け付けています。
- ・年に1回、講師を招いて、救急法の講習会を開きます。

#### 4. 医療的ケアを必要とする子の受け入れ体制

- ・2012年から認められた、ヘルパーの医療行為です。指導医師・指導看護師による演習、実地研修を受け、県の認定を取った職員が、医療的ケアの必要な子に対して、ケアを行います。

##### <安全委員会>

- ・常に適切な喀痰吸引などの業務を行うことができるように安全委員会を設けます。
- ・安全委員会では、子どもに関わりのある者が参加する定例会議を1年に1回以上開きます。

##### <医師や看護師との連携>

- ・必要に応じて、当該の子どもに関わりのある医師や看護師と連携して、子どもが安全に活動できるように努めます。

##### <救急法の研修>

- ・1年に1回、講師を招いて、保護者とともに救急法の勉強会を行います。
- ・医療的ケアが必要な子どもに関わる職員は、救急法基礎講習（普通救命講習Ⅰ）を受けます。

#### 5. 職員の研修・他

##### <教室内での学習>

- ・障害のある子を含め、子どもの育ちや生活・教育に関わることがら全般についてテキストを使ったりしながら随時学習します。

##### <実践の検討>

- ・たがいの実践を出し合い、それに基づいて語り合い、保育実践を深めるように努めます。

##### <さまざまな研修会への参加や見学>

- ・教室内での研修ばかりでなく、外部の研修（虐待防止研修、管理責任者現任者研修等）にも参加して学習します。
- ・参考となる取組みをしている所へ見学にでかけて学習します。

#### 6. その他

##### <機関紙『ひまわり教室だより』の発行>

- ・隔月に発行します。

##### <防災訓練>

- ・十一屋生きがい交流館・若草福祉作業所と連携して、年2回防災訓練を行います。

##### <実習生の受け入れ>

- ・要望があれば、可能な限り受け入れています。

##### <見学者などの受け入れ>

- ・要望があれば、可能な限りいつでも受け入れています。連絡ください。